

提出日 令和 年 月 日

(搬出元)  
(株) S S T  
代表取締役 白砂昌一

工事名：  
責任者

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地：	[工事名]			
	[工事場所]			
受領した管理者の商号：	[会社名]			
搬出元の名称及び所在地：	[リストから土場の場所を選択]			
土砂の搬出量	盛土利用等	第1種建設発生土	〇〇〇m3	ほぐし量
	[盛土利用等か一時堆積を選択]	[第1種～第4種、泥土いずれかを選択]	[ストックヤードから搬出する数量]	[ほぐし量or地山量or締固め量]
搬入又は搬出開始日：	令和6年11月15日			
搬入又は搬出が完了した日：	令和7年2月1日			

〇〇〇〇/〇〇/〇〇の形式で入力

令和 年 月 日

(搬出元)

(株)S S T

代表取締役 白砂昌一

工事名：

責任者

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地：				
受領した管理者の商号：				
搬出元の名称及び所在地：				
土砂の搬出量：				
搬入又は搬出開始日：				
搬入又は搬出が完了した日：				

表一 1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) <sup>*1)</sup>	細区分 <sup>*2),*3),*4)</sup>	コーン 指数 qc <sup>*5)</sup> (kN/m <sup>2</sup> )	土質材料の工学的分類 <sup>*6),*7)</sup>		備考 <sup>*6)</sup>	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) wn(%)	掘削方法
第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに 準ずるもの	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	* 排水に考慮するが、降水浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 * 水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土 <sup>*8)</sup>		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}	-	
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 通常の施工性が確保 される粘性土及びこ れに準ずるもの	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準 ずるもの（第3種建設 発生土を除く）	第4b種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
			有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
			人工材料	改良土 {I}	-	
	第4種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
粘土 <sup>*1),*9)</sup>	粘土a	200 未満	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	粘土b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	粘土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	-	

- \*1) 国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項 を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規程されている。
- \*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- \*3) 表中の第1種～第4種改良土は、土（粘土を含む）にセメントや石灰を混合し科学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。
- \*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- \*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表一 2 参照）。
- \*6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（(社)地盤工学会と備考欄の含水比（地山）、掘削方法からの概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- \*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- \*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- \*9) ・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)  
・ 地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)  
・ 建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土

表－2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 <sup>*1)</sup>	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 <sup>*2)</sup>	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

\*1)改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

\*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。